

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル
【英訳名】	Digital Media Professionals Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 山本 達夫
【本店の所在の場所】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【電話番号】	03 - 6454 - 0450（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区中野四丁目10番2号
【電話番号】	03 - 6454 - 0450（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期累計期間	第12期 第1四半期累計期間	第11期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(千円)	158,550	54,812	714,880
経常損失(千円)	27,920	104,774	36,135
四半期(当期)純損失(千円)	29,821	104,824	115,341
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	822,595	822,595	822,595
発行済株式総数(株)	2,410,100	2,410,100	2,410,100
純資産額(千円)	2,533,775	2,264,859	2,369,683
総資産額(千円)	2,597,247	2,339,108	2,450,770
1株当たり四半期(当期)純損失金 額(円)	12.60	47.43	51.25
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	97.6	96.8	96.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期累計期間における世界経済は、米国における住宅市況の復活やシェールガス関連の投資が活況を呈するなど景気回復局面が継続しているものの、欧州においては、景気後退が続いており、新興国の減速が顕在化し、資源国への影響が見え始めるなど、総じて緩慢な状況で推移しました。日本経済においては、積極的な財政・金融政策を受け、消費主導で景気が回復しており、円安基調を背景とした生産・輸出の増加から設備投資に明るい兆しが見え始めました。

当社の属する半導体業界では、スマートフォン向け半導体が好調を維持しておりますが、国内半導体メーカーの不振が続いており、依然として厳しい環境で推移しました。当社事業領域であるグラフィックス関連分野においては、自動車、民生機器、産業機器へのGPU搭載が進み、GPUを用いたユーザーインターフェイスアプリケーションの重要性が高まっております。また、ビジュアルコンピューティング分野への関心が集まっており、旺盛なGPU需要が見込まれます。

このような環境下において当社は、IPコアライセンス事業における新規受注獲得と既存顧客への技術サポートを継続してまいりました。当四半期においては、既存顧客の次世代製品向けライセンス契約を獲得いたしました。また、新規に受注した案件については、第2四半期累計期間以降に売上を計上する予定であります。さらに、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）の助成金を活用した次世代LSIの開発を進めています。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は、54百万円（前年同期比65.4%減）となりました。利益面では売上高の減少と引き続き次世代LSIの開発費が発生したことにより、営業損失144百万円（前年同期営業損失27百万円）となりましたが、NEDOからの助成金収入39百万円を計上したため、経常損失104百万円（前年同期経常損失27百万円）、四半期純損失104百万円（前年同期四半期純損失29百万円）となりました。

当社は、単一セグメントであります。事業の傾向を示すため、事業別の業績を以下に示します。

#### IPコアライセンス事業

当第1四半期累計期間においては、既存顧客の次世代製品向けライセンスおよび既契約に基づくライセンス売上を計上するとともに、既存顧客からのランニングロイヤリティ収入を計上し、売上高は54百万円となりました。

#### その他の事業

その他の事業の売上計上はありませんでした。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、83百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,410,100	2,410,100	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株となっております。
計	2,410,100	2,410,100	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高(千 円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年4月1日 ~平成25年6月30 日	-	2,410,100	-	822,595	-	841,806

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 200,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,209,200	22,092	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 900	-	-
発行済株式総数	2,410,100	-	-
総株主の議決権	-	22,092	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル	東京都中野区中野四丁目10番2号	200,000	-	200,000	8.30
計	-	200,000	-	200,000	8.30

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.3%
利益剰余金基準	0.2%

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,067,388	1,483,245
受取手形及び売掛金	138,771	63,614
電子記録債権	-	28,244
たな卸資産	8,000	500
その他	83,323	117,297
流動資産合計	2,297,483	1,692,902
固定資産		
有形固定資産	93,697	87,831
無形固定資産	9,176	8,475
投資その他の資産		
長期預金	-	500,000
その他	50,413	49,897
固定資産合計	153,287	646,205
資産合計	2,450,770	2,339,108
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払法人税等	1,557	1,170
その他	58,910	52,590
流動負債合計	60,467	53,760
固定負債		
資産除去債務	15,236	15,293
繰延税金負債	5,383	5,195
固定負債合計	20,619	20,488
負債合計	81,087	74,249
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	822,595	822,595
資本剰余金	841,806	841,806
利益剰余金	887,121	782,297
自己株式	181,839	181,839
株主資本合計	2,369,683	2,264,859
純資産合計	2,369,683	2,264,859
負債純資産合計	2,450,770	2,339,108

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	158,550	54,812
売上原価	4,343	21,470
売上総利益	154,206	33,342
販売費及び一般管理費	181,814	177,624
営業損失( )	27,607	144,281
営業外収益		
受取利息	929	716
助成金収入	-	39,000
その他	3	228
営業外収益合計	932	39,945
営業外費用		
自己株式取得費用	960	-
為替差損	284	437
営業外費用合計	1,245	437
経常損失( )	27,920	104,774
税引前四半期純損失( )	27,920	104,774
法人税、住民税及び事業税	237	237
法人税等調整額	1,663	187
法人税等合計	1,900	49
四半期純損失( )	29,821	104,824



【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)  
該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)  
該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	3,055千円	6,566千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成24年5月9日および平成24年6月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得を決議し、当第1四半期会計期間に自己株式を103,092千円を取得しております。この結果、当第1四半期会計期間末における自己株式は、103,267千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

記載すべき該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、IPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	12円60銭	47円43銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	29,821	104,824
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	29,821	104,824
普通株式の期中平均株式数(株)	2,366,104	2,210,024
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、希薄化効果を有している潜在株式は存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永澤 宏一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上倉 要介  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。